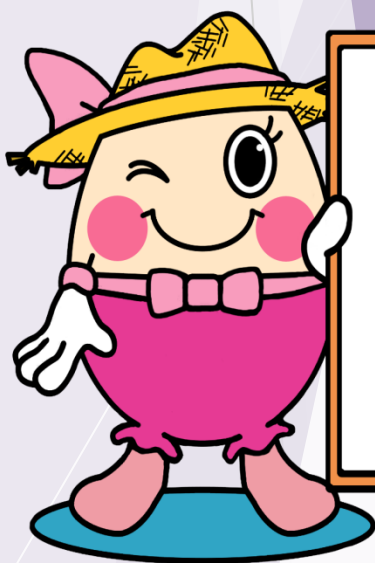


令和6年度 住宅リフォーム利子補給 パンフレット

受付：令和6年4月1日（月）～
令和7年1月31日（金）

☆受付期間中でも予算に達し次第、
受付を終了する場合があります。



受付・お問い合わせ
遊佐町役場
地域生活課 管理係
0234-72-5883(直通)



～住宅リフォーム利子補給の概要～

利子補給の対象者

- ◇**利子補給申請書提出段階においてリフォーム工事着手していないこと。**
- ◇町内に住宅等を所有している町民の方で、下記の条件を全て満たし、指定金融機関より住宅リフォーム資金を借入れ、住宅等のリフォームをする方。
- ◇他の併用できない助成制度、融資制度を併用しないこと。
- ◇令和7年2月末までに「工事完了届」を提出できること。
- ◇下水道または合併浄化槽に接続していること。もしくは、申請の際に接続しようとしていること。
- ◇申請者及び同一世帯の人全員に税等の滞納がないこと。
- ◇太陽光発電については発電出力が10kw未満であること。
- ◇工事する住宅等が建築基準法等の法令に違反していないこと。
- ◇暴力団員でないこと。
- ◇遊佐町の取扱金融機関の審査に合格した方。

取扱金融機関

- ・きらやか銀行（遊佐支店・遊佐駅前支店）
- ・庄内銀行（酒田中央支店）
- ・庄内みどり農協（遊佐支店）
- ・山形県漁協（吹浦支所）

支援金の対象となる建物

- 町内の自ら居住する住宅（専用住宅・併用住宅）とその附属建物
- 住宅敷地の門、塀、庭等

融資の詳細

- 【融資額】1件あたり20万円以上300万円以内（10万円単位。過重融資はできません）
- 【融資利息】年2.5%以内
- 【融資時期】町の工事完了検査合格後、取扱金融機関で貸付契約をした時点。
- 【返済期間】7年以内
- 【融資予約期間】

原則、貸付予約した日から6カ月以内に借入れなければ、貸付は無効になります。

- 【債権保全等】取扱金融機関の定めによります。（連帯保証人が必要です。）

利子補給の対象工事

【利子補給の対象工事】

- 住宅の増改築工事
- 屋根・壁・床・台所・浴室・便所の修繕（リフォーム）工事
- 公共下水道接続工事、合併浄化槽接続に係る配管の工事
- 門、塀、造園等の外構工事
- 附属建物の新築や増改築工事
- 省エネ改修工事
- 耐震改修工事

毎月の返済例

返済年数	返済月数	20万円借入	50万円借入	100万円借入	150万円借入	200万円借入	300万円借入
1年	12	16,666	41,666円	83,333円	125,000円	166,666円	250,000円
2年	24	8,333	20,833円	41,666円	62,500円	83,333円	125,000円
3年	36	5,555	13,888円	27,777円	41,666円	55,555円	83,333円
4年	48	4,166	10,416円	20,833円	31,250円	41,666円	62,500円
5年	60	3,333	8,333円	16,666円	25,000円	33,333円	50,000円
6年	72	2,777	6,944円	13,888円	20,833円	27,777円	41,666円
7年	84	2,380	5,952円	11,904円	17,857円	23,809円	35,714円

支援金交付までの流れ

利子補給までの流れ	必要な書類等	
	役場で準備している書類	各自準備して頂く書類
工事業者に見積もり依頼	工事内容が補助の対象の有無は、あらかじめお問い合わせください。	
金融機関に借入の相談	実際に借入ができるかどうか、金融機関に相談ください。	
①利子補給申請 (申請者⇒役場) ※工事着手前に申請	<input type="checkbox"/> 利子補給申請書(様式第1号) (3枚すべて記入して下さい)	<input type="checkbox"/> 詳細な工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事箇所がわかる図面 <input type="checkbox"/> 工事箇所の着工前写真 <input type="checkbox"/> 所得証明書 (又は源泉徴収票) -----該当する方のみ必要----- <input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し (不要な場合は建築工事届)
②貸付予約決定通知の送付 (役場⇒申請者) (役場⇒金融機関)	①の申請内容を審査し、貸付予約通知書を申請者へ、貸付枠予定通知書を金融機関へ通知します。(申請日からおおむね1週間～2週間程度)	
③貸付契約 (申請者⇒金融機関)	②の貸付予約通知書を受領後、金融機関と貸付契約を行います。	
④工事着手	③の貸付契約が終わったら、工事を着手してください。	
⑤貸付契約の報告 (金融機関⇒役場)	申請者と貸付契約が終わった後に、金融機関が提出します。	
○工事の完成	工事が完成したら、速やかに⑥の工事実績報告書を提出して下さい。	
⑥工事実績報告書の提出 (申請者⇒役場)	<input type="checkbox"/> 工事完了届(様式第5号)	<input type="checkbox"/> 完成写真
⑦完成検査 (役場⇒申請者)	申請内容が適切に実施されているか完成検査を実施します。	
⑧合格通知の送付 (役場⇒申請者)	⑦の検査に合格後、合格通知を送付致します。	

注意事項

- ★同一年度につき1回限り申請可能です。
- ★同一年度に、同一住宅または同一世帯による「持家住宅リフォーム支援金」「定住住宅新築支援金」を利用することはできません。
- ★借入の返済が終わるまで町の他の支援制度は活用できません。

よくある質問

Q. 「持家住宅リフォーム支援金」との違いはなんですか？

A. ①制度について

「持家住宅リフォーム支援金」は、対象事業費の12%（加算がつく場合や補助率が高くなる場合があります）が支援金として申請者に交付される事業です。

「住宅リフォーム資金利子補給」は、金融機関から融資を受けている際の利息を、町で負担する事業です。利息分は町から金融機関へ直接お支払いしますので、申請者への支援金の交付はありません。

②対象工事について

「持家住宅リフォーム支援金」で対象外となる敷地の造成、庭の造園、門や塀の新設などの外構工事にも利用できます。

Q. 対象とならない工事を教えてください。

A. 法人の建物を改修・新築する工事、住宅の新築や取壊し、工事支障部分の草刈り、シロアリの消毒のみ（工事に伴うものを除きます） などです。

Q. ほかの補助金や支援金、融資制度と併用できますか？

A. 「持家住宅リフォーム支援金」「定住住宅新築支援金」「定住住宅取得支援金」は併用できません。それ以外の制度を併用する場合、併用可能かどうか事前に担当へお問合せください。

Q. 過去に利用したのですが、また利用できますか？

A. 過去に利用したものを完済している場合は利用可能です。完済していない場合は、完済後の利用をお願いします。

また、本制度を完済するまで、町のほかの支援制度は利用できませんのでご了承ください。

Q. 申請者は誰になりますか？

A. 金融機関で融資を受ける方となります。ご家族でも融資を受ける方以外は申請者になれませんのでご注意ください。

Q. いつまでに工事を完了すればいいですか？

A. 令和7年2月28日（金）までに工事を完了してください。